

エ 多様性の確保

(要旨)

法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成 14 年法律第 139 号。以下「連携法」という。）第 2 条第 1 項、設置基準第 19 条及び第 20 条において、法科大学院は、入学者の適性を適確かつ客観的に評価するとともに、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めるものとされている。

また、「専門職大学院設置基準第 5 条第 1 項等の規定に基づく専門職大学院に関し必要な事項」（平成 15 年文部科学省告示第 53 号。以下「平成 15 年告示」という。）第 3 条第 1 項において、法科大学院は、入学者のうちに法学を履修する課程以外の課程を履修した者（非法学部出身者）又は実務等の経験を有する者（社会人）の占める割合が 3 割以上となるよう努めるものとされている。

74 法科大学院における入学者に占める非法学部出身者又は社会人の割合は、平成 16 年度は 53.5%であったものが、17 年度 45.6%、18 年度 41.9%、19 年度 39.4%、20 年度 40.5%、21 年度 40.4%、22 年度 34.4%、23 年度 32.0%と長期低下傾向にある。

また、実地調査した 38 法科大学院のうち、入学者に占める非法学部出身者又は社会人の割合が 3 割を満たしていないものは、平成 17 年度に 2 校発生し、18 年度 3 校、19 年度 4 校、20 年度 6 校、21 年度 8 校、22 年度 10 校、23 年度 18 校と増加傾向にある。

個別に法科大学院をみると、出願資格に社会人としての実務経験を求めている法科大学院、夜間コースや平日夜間・土日開講を行っている法科大学院など、有職社会人等を積極的に受け入れ、多様性の確保を図っている法科大学院がある一方、長期にわたって努力目標を達成していない法科大学院がある。

(7) 制度の概要

法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成 14 年法律第 139 号。以下「連携法」という。）第 2 条第 1 項において、法科大学院において、各法科大学院の創意をもって、入学者の適性の適確な評価及び多様性の確保に配慮した公平な入学者選抜を行うこととされている。

また、法科大学院の入学者選抜に当たっては、設置基準第 19 条及び第 20 条において、法科大学院は、入学者の適性を適確かつ客観的に評価するとともに、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めるものとされている。

さらに、「専門職大学院設置基準第 5 条第 1 項等の規定に基づく専門職大学院に関し必要な事項」（平成 15 年文部科学省告示第 53 号。以下「平成 15 年告示」という。）第 3 条第 1 項において、法科大学院は、入学者のうちに法学を履修する課程以外の課程を履修した者（非法学部出身者）又は実務等

の経験を有する者（社会人）の占める割合が3割以上となるよう努めるものとし、同条第2項において、当該割合が2割に満たない場合は、入学者の選抜の実施状況を公表するものとされている。

(イ) 政策効果の把握結果

a 非法学部出身者又は社会人の割合

74 法科大学院における入学者に占める非法学部出身者又は社会人の割合は、平成16年度は53.5%と過半数を超えていた。しかし、平成17年度は45.6%に低下し、18年度から21年度までは40%前後で推移し、22年度には34.4%に低下し、23年度は32.0%となっている（図表2-(2)-エ-①参照）。

図表2-(2)-エ-① 入学者に占める非法学部出身者又は社会人の割合（74法科大学院）

(単位：%)

	平成16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
非法学部出身者又は社会人の割合	53.5	45.6	41.9	39.4	40.5	40.4	34.4	32.0

(注) 文部科学省の資料による。

当省が実地調査した38法科大学院における非法学部出身者又は社会人の割合は、平成16年度の58.4%を頂点に年々低下しており、23年度は31.4%となっている（図表2-(2)-エ-②参照）。このうち非法学部出身者又は社会人の割合（平成23年度）が3割を満たしているものが20校（52.63%）あるが、3割を満たしていないものが18校（47.37%）ある（図表2-(2)-エ-③参照）。

さらに、非法学部出身者又は社会人の割合が3割を満たしていない法科大学院は、図表2-(2)-エ-③のとおり、平成17年度に2校発生し、それから年々増加し、23年度は18校となっている。

図表2-(2)-エ-② 入学者に占める非法学部出身者又は社会人の割合（38法科大学院）

(単位：%)

	平成16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
非法学部出身者又は社会人の割合	58.4	48.5	44.1	42.0	40.8	37.9	34.6	31.4

(注) 当省の調査結果による。

図表 2 - (2) - エ - ③ 入学者に占める非法学部出身者又は社会人の割合が 3 割を満たしていない法科大学院 (38法科大学院)

(単位：校)

	平成 16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
法科大学院	0	2	3	4	6	8	10	18

(注) 当省の調査結果による。

b 多様性確保のための取組状況

当省が実地調査した 38 法科大学院のうち、平成 21 年度から 23 年度のうち 2 か年の入学者に占める非法学部出身者又は社会人の割合が 3 割を満たしていない 12 法科大学院 (図表 2 - (2) - エ - ④参照) について、多様性の確保のための取組状況を調査した結果、10 校では多様性の確保のための取組を行っているが、2 校では行っていない (図表 2 - (2) - エ - ⑤参照)。

多様性の確保のための取組を行っている 10 校における取組内容をみると、i) 有職等の理由がある場合、長期履修を認める制度の設定 (3 校)、ii) 社会人や有資格者を対象とした入学者選抜試験を実施 (2 校)、iii) 社会人や非法学部出身者の入学者枠の設定 (1 校) の順となっている (図表 2 - (2) - エ - ⑥参照)。

図表 2 - (2) - エ - ④ 平成21年度から23年度のうち 2 か年の入学者に占める非法学部出身者又は社会人の割合が 3 割を満たしていない法科大学院

(単位：人、倍)

法科大学院名	区 分	平成 21 年度	22 年度	23 年度
A 大学	入学者数	93	76	78
	うち社会人等	32	18	21
	社会人等の割合	34.41	23.68	26.92
B 大学	入学者数	273	229	228
	うち社会人等	66	49	49
	社会人等の割合	24.18	21.40	21.49
C 大学	入学者数	103	88	87
	うち社会人等	28	19	15
	社会人等の割合	27.18	21.59	17.24
D 大学	入学者数	248	235	229
	うち社会人等	69	44	57
	社会人等の割合	27.82	18.72	24.89
E 大学	入学者数	291	271	271

	うち社会人等	91	75	68
	社会人等の割合	31.27	27.68	25.09
F 大学	入学者数	91	65	84
	うち社会人等	20	24	20
	社会人等の割合	21.98	36.92	23.81
G 大学	入学者数	206	166	159
	うち社会人等	58	44	44
	社会人等の割合	28.16	26.51	27.67
H 大学	入学者数	99	82	86
	うち社会人等	20	23	23
	社会人等の割合	20.20	28.05	26.74
I 大学	入学者数	74	54	58
	うち社会人等	28	16	12
	社会人等の割合	37.84	29.63	20.69
J 大学	入学者数	30	8	9
	うち社会人等	8	5	2
	社会人等の割合	26.67	62.5	22.22
K 大学	入学者数	99	83	79
	うち社会人等	27	27	16
	社会人等の割合	27.27	32.53	20.25
L 大学	入学者数	29	21	11
	うち社会人等	10	6	2
	社会人等の割合	34.48	28.57	18.18

(注) 当省の調査結果による。

図表 2 - (2) - エ - ⑤ 多様性確保のための取組の実施状況

(単位：校)

区 分	校数	備考
多様性確保のための取組を実施	10	
多様性確保のための取組を未実施	2	
合 計	12	

(注) 当省の調査結果による。

図表 2 - (2) - エ - ⑥ 多様性確保のための取組内容

(単位：校)

区 分	校数	備考
有職である等の理由がある場合、長期履修を認める制度の設定	3	
社会人や有資格者を対象とした入学者選抜試験を実施	2	
社会人や非法学部出身者の入学者枠の設定	1	
その他（社会人経験を加点要素とするなど）	6	

(注) 当省の調査結果による。

c 多様性が確保されている例

(a) A 大学

A 大学は、開学（平成 17 年度）以来 7 年連続して入学者に占める非法学部出身者又は社会人の割合が 100%となっている（図表 2 - (2) - エ - ⑦参照）。

A 大学は、アドミッションポリシーとして、社会人としての実務経験等を有する者であって、法的な問題を発見し、理論的に分析する能力を獲得することによって、将来、既に獲得した知識・経験・技能と法的な知識・技能とを結び付けて、リーガル・サービスを提供しようと希望する者を求めていることを掲げている。

そして、出願資格として、社会人（フルタイム）としての実務経験を有することを求めている（アルバイト等や社会人となる見込みの者は、出願資格審査が必要）ことから、入学者全てが社会人経験者となっている。

なお、A 大学は、有職社会人の利便を考慮して、学校施設を東京都内に設置している。

図表 2 - (2) - エ - ⑦ A 大学における非法学部出身者又は社会人の割合
(単位：人、%)

	平成 16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
入学者数	-	40	40	43	40	40	36	36
うち社会人等	-	40	40	43	40	40	36	36
社会人等の割合	-	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
未 修 者	入学者数	-	40	40	43	40	40	36
	うち社会人等	-	40	40	43	40	40	36
	社会人等の割合	-	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
既 修 者	入学者数	-	-	-	-	-	-	-
	うち社会人等	-	-	-	-	-	-	-
	社会人等の割合	-	-	-	-	-	-	-
入学定員	-	40	40	40	40	40	36	36
うち未修者	-	40	40	40	40	40	36	36
未修者の割合	-	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00

(注) 当省の調査結果による。

(b) B 大学

B 大学は、開学（平成 16 年度）以来 7 年連続して入学者に占める非法学部出身者又は社会人の割合が 50% を上回っている（図表 2 - (2) - エ - ⑧ 参照）。

B 大学は、アドミッションポリシーとして、出身大学・文系理系・学部を問わず、公平で、開放的で、多様性を重視した選抜を行うことを掲げている。

そして、開学（平成 16 年度）から 22 年度までは、未修者のみの開講であり、また、有職社会人のための夜間主コース（平日夜間と土曜日に授業）を開講している。

なお、平成 23 年度から、既修者を開講しているが、これについて、B 大学では、入学説明会等において、既修者を希望する声が多くなってきたため、開講することとしたが、本学の基本は未修者であるとしている。

また、B 大学は、平成 23 年 8 月、D 大学との統合を決定し、25 年度以降の学生募集を停止することとしている。

図表 2 - (2) - エ - ⑧ B 大学における非法学部出身者又は社会人の割合
(単位：人、%)

	平成 16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
入学者数	97	97	88	66	77	47	43	27
うち社会人等	83	82	57	57	61	31	31	23
社会人等の割合	85.57	84.54	64.77	86.36	79.22	65.96	72.09	85.19
未 修 者	入学者数	97	97	88	66	77	47	43
	うち社会人等	83	82	57	57	61	31	19
	社会人等の割合	85.57	84.54	64.77	86.36	79.22	65.96	82.61
既 修 者	入学者数	-	-	-	-	-	-	4
	うち社会人等	-	-	-	-	-	-	4
	社会人等の割合	-	-	-	-	-	-	100.00
入学定員	100	100	100	100	100	100	70	70
うち未修者	100	100	100	100	100	100	70	60
未修者の割合	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	85.71

(注) 当省の調査結果による。

(c) C 大学

C 大学は、開学（平成 16 年度）以来 7 年連続して入学者に占める非法学部出身者又は社会人の割合が 50% を上回っている（図表 2 - (2) - エ - ⑨ 参照）。

C 大学は、アドミッションポリシーとして、豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門的な知識、柔軟な思考力、説得・交渉の能力などの基本的資質及び社会や人間関係に対する洞察力、人権感覚、先端的法分野や外国法の知見、国際的視野と語学力などを有する人材の育成を目指してあらゆる階層・分野から将来の司法を担うべく使命感にあふれる意欲的な学生を求めていることを掲げている。

また、入学定員の概ね 30% ないし 50% は、非法学部出身者又は社会人を受け入れることを想定しており、非法学部出身者約 5 人、社会人約 5 人の計 10 人の優先合格枠を設定している。

加えて、有識社会人のため、平日夜間と土日の授業のみの履修で、修了要件を満たすことが可能となる授業時間割編成を行っている。

図表 2 - (2) - エ - ⑨ C 大学における非法学部出身者又は社会人の割合
(単位：人、%)

	平成 16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
入学者数	56	52	45	48	51	41	27	33
うち社会人等	36	42	38	40	35	35	23	30
社会人等の割合	64.29	80.77	84.44	83.33	68.63	85.37	85.19	90.91
未 修 者	入学者数	34	47	43	45	50	38	28
	うち社会人等	25	38	37	37	34	32	25
	社会人等の割合	73.53	80.85	86.05	82.22	68.00	84.21	84.00
既 修 者	入学者数	22	5	2	3	1	3	5
	うち社会人等	11	4	1	3	1	3	5
	社会人等の割合	50.00	80.00	50.00	100.00	100.00	100.00	100.00
入学定員	50	50	50	50	50	50	40	40
うち未修者	-	-	-	-	-	-	-	-
未修者の割合	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 1 当省の調査結果による。

2 C 大学では、入学定員を未修者、既修者の別に区分していない。

(d) D 大学

D 大学は、開学（平成 16 年度）以来 7 年連続して入学者に占める非法学部出身者又は社会人の割合が 50%を上回っている（図表 2 - (2) - エ - ⑩参照）。

D 大学は、アドミッションポリシーとして、ハイブリッド法曹（法律知識と法律以外の様々な専門知識の両方を併せ持つことによって、新しい問題に対処できる人材）の養成を実現するため、法学以外の専門知識や技量を身に付けた人材や法律専門職などで活躍している人材を積極的に受け入れることを掲げている。

そして、開学（平成 16 年度）以来、未修者のみの開講であり、また、有職社会人の便宜を図るため、東京キャンパスにおいて平日夜間と土曜の授業のみの履修で、修了要件を満たすことが可能となる授業時間割編成を行っている。

なお、D 大学は、平成 23 年 8 月、B 大学との統合を決定している。

図表 2 - (2) - エ - ⑩ D 大学における非法学部出身者又は社会人の割合
(単位：人、%)

	平成 16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
入学者数	78	79	76	69	65	53	41	38	
うち社会人等	67	66	57	50	59	44	35	30	
社会人等の割合	85.90	83.54	75.00	72.46	90.77	83.02	85.37	78.95	
未 修 者	入学者数	78	79	76	69	65	53	41	38
	うち社会人等	67	66	57	50	59	44	35	30
	社会人等の割合	85.90	83.54	75.00	72.46	90.77	83.02	85.37	78.95
既 修 者	入学者数	-	-	-	-	-	-	-	-
	うち社会人等	-	-	-	-	-	-	-	-
	社会人等の割合	-	-	-	-	-	-	-	-
入学定員	70	70	70	70	70	70	60	60	
うち未修者	70	70	70	70	70	70	60	60	
未修者の割合	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	

(注) 当省の調査結果による。

(e) E 大学

E 大学は、開設（平成 16 年度）以来 7 年連続して入学者に占める非法学部出身者又は社会人の割合が 50% を上回っている（図表 2 - (2) - エ - ⑩参照）。

E 大学は、アドミッションポリシーとして、視野の広い実践的人材の育成を謳う建学の精神をよく理解し、高度で専門的な職業能力を有する良き法曹を目指す者を求めているとし、入学者選抜においては、公平性、開放性、多様性を旨とし、出身学部等を限定することなく帆場広く門戸を開放することを掲げている。

また、多様なバックグラウンドを有する社会人を積極的に受け入れ、働きながら学べる体制を整備し、視野の広い法曹を養成するとの教育目標の下、平日夜間と土日を中心とした授業時間割編成を行っている。

図表 2 - (2) - エ - ⑪ E 大学における非法学部出身者又は社会人の割合
(単位：人、%)

	平成 16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
入学者数	55	49	45	51	41	33	11	4	
うち社会人等	51	40	33	44	31	22	11	4	
社会人等の割合	92.73	81.63	73.33	86.27	75.61	66.67	100.00	100.00	
未 修 者	入学者数	55	46	42	48	40	32	10	4
	うち社会人等	51	37	30	41	30	21	10	4
	社会人等の割合	92.73	80.43	71.43	85.42	75.00	65.63	100.00	100.00
既 修 者	入学者数	0	3	3	3	1	1	1	0
	うち社会人等	0	3	3	3	1	1	1	0
	社会人等の割合	0.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	0.00
入学定員	50	50	50	50	50	50	45	30	
うち未修者	-	-	-	-	-	-	-	-	
未修者の割合	-	-	-	-	-	-	-	-	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 E 大学では、入学定員を未修者、既修者の別に区分していない。

d 多様性が確保されていない例

(a) A 大学

A 大学は、平成 15 年告示第 3 条第 1 項の努力目標である非法学部出身者又は社会人の割合が 3 割以上を平成 17 年度から 7 年連続して達成していない（図表 2 - (2) - エ - ⑫参照）。

なお、法科大学院の入学者選抜試験においては、法学部新卒者が未修者に出願することが可能であり、それが未修者に占める非法学部出身者又は社会人の割合を低下させていることから、A 大学では、平成 22 年度の入学定員の見直しの際に、「法学部の出身者で社会人に該当しない者は、法学既修者枠に出願することを推奨する。」との方針を策定し、法学部新卒者が未修者に出願しないよう促している。このため、未修者入学者に占める非法学部出身者又は社会人の割合は、平成 22 年度には 100.00%、23 年度には 96.97%となっている。

図表 2 - (2) - エ - ⑫ A 大学における非法学部出身者又は社会人の割合
(単位：人、%)

	平成 16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
入学者数	205	203	202	203	208	206	166	159	
うち社会人等	67	49	49	50	59	58	44	44	
社会人等の割合	32.68	24.14	24.26	24.63	28.37	28.16	26.51	27.67	
未 修 者	入学者数	58	58	61	59	59	55	39	33
	うち社会人等	43	41	43	47	49	46	39	32
	社会人等の割合	74.14	70.69	70.49	79.66	83.05	83.64	100.00	96.97
既 修 者	入学者数	147	145	141	144	149	151	127	126
	うち社会人等	24	8	6	3	10	12	5	12
	社会人等の割合	16.33	5.52	4.26	2.08	6.71	7.95	3.94	9.52
入学定員	200	200	200	200	200	200	160	160	
うち未修者	60	60	60	60	60	60	35	35	
未修者の割合	30.00	30.00	30.00	30.00	30.00	30.00	21.88	21.88	

(注) 当省の調査結果による。

(b) B 大学

B 大学は、平成 15 年告示第 3 条第 1 項の努力目標である非法学部出身者又は社会人の割合が 3 割以上を平成 18 年度から 6 年連続して達成していない(図表 2 - (2) - エ - ⑬参照)。

なお、B 大学は、開学当初から、未修者の入学定員のうちに「社会人特別選抜枠」(概ね 5 人)及び「理系特別選抜枠」(概ね 10 人)を設けている。

図表 2 - (2) - エ - ⑬ B 大学における非法学部出身者又は社会人の割合
(単位：人、%)

	平成 16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
入学者数	308	306	299	296	296	273	229	228	
うち社会人等	130	101	80	78	82	66	49	49	
社会人等の割合	42.21	33.01	26.76	26.35	27.70	24.18	21.40	21.49	
未 修 者	入学者数	106	103	94	97	99	85	66	68
	うち社会人等	96	85	60	60	59	49	41	41
	社会人等の割合	90.57	82.52	63.83	61.86	59.60	57.65	62.12	60.29
既 修 者	入学者数	202	203	205	199	197	188	163	160
	うち社会人等	34	16	20	18	23	17	8	8
	社会人等の割合	16.83	7.88	9.76	9.05	11.68	9.04	4.91	5.00
入学定員	300	300	300	300	300	300	240	240	
うち未修者	100	100	100	100	100	100	75	75	
未修者の割合	33.33	33.33	33.33	33.33	33.33	33.33	31.25	31.25	

(注) 当省の調査結果による。

(c) C大学

C大学は、平成15年告示第3条第1項の努力目標である非法学部出身者又は社会人の割合が3割以上を平成20年度から4年連続して達成していない。また、平成22年度は2割を下回っており、同告示第3条第2項に基づく入学者の選抜の実施状況の公表対象となっている(図表2-(2)-エ-⑭参照)。

図表2-(2)-エ-⑭ C大学における非法学部出身者又は社会人の割合
(単位：人、%)

	平成 16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
入学者数	274	250	256	259	235	248	235	229
うち社会人等	108	91	84	94	65	69	44	57
社会人等の割合	39.42	36.40	32.81	36.29	27.66	27.82	18.72	24.89
未 修 者	入学者数	86	74	77	88	67	80	69
	うち社会人等	64	45	45	45	26	37	32
	社会人等の割合	74.42	60.81	58.44	51.14	38.81	46.25	46.38
既 修 者	入学者数	188	176	179	171	168	155	160
	うち社会人等	44	46	39	49	39	32	26
	社会人等の割合	23.40	26.14	21.79	28.65	23.21	19.05	16.25
入学定員	260	260	260	260	260	260	260	230
うち未修者	80	80	80	80	80	80	80	70
未修者の割合	30.77	30.77	30.77	30.77	30.77	30.77	30.77	30.43

(注) 当省の調査結果による。

(d) D大学

D大学は、平成15年告示第3条第1項の努力目標である非法学部出身者又は社会人の割合が3割以上を平成21年度から3年連続して達成していない。また、平成23年度は2割を下回っており、同告示第3条第2項に基づく入学者の選抜の実施状況の公表対象となっている(図表2-(2)-エ-⑮参照)。

図表 2 - (2) - エ - ⑮ D 大学における非法学部出身者又は社会人の割合
(単位：人、%)

	平成 16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
入学者数	100	105	106	104	100	103	88	87	
うち社会人等	42	39	38	24	31	28	19	15	
社会人等の割合	42.00	37.14	35.85	23.08	31.00	27.18	21.59	17.24	
未 修 者	入学者数	30	31	32	31	29	32	26	26
	うち社会人等	26	24	21	14	15	18	10	10
	社会人等の割合	86.67	77.42	65.63	45.16	51.72	56.25	38.46	38.46
既 修 者	入学者数	70	74	74	73	71	71	62	61
	うち社会人等	16	15	17	10	16	10	9	5
	社会人等の割合	22.86	20.27	22.97	13.70	22.54	14.08	14.52	8.20
入学定員	100	100	100	100	100	100	85	85	
うち未修者	30	30	30	30	30	30	25	25	
未修者の割合	30.00	30.00	30.00	30.00	30.00	30.00	29.41	29.41	

(注) 当省の調査結果による。

e 「社会人」及び「非法学部出身者」の定義

平成 15 年告示は、各法科大学院に対し、入学者に占める非法学部出身者又は社会人の割合を 3 割以上となるよう求めているが、「社会人」及び「非法学部出身者」の統一的な定義はなく、各法科大学院が独自に定義して運用している。

このため、「大学院等での学習やその他の勉学経験」を社会人経験として認めている法科大学院が認められる (A 大学)。

これについて、A 大学では、全国的にみても、夜間の法科大学院で働きながら学んでいる学生の多い大学を除けば、社会人の定義付けを厳格に行えば、3 割が目安とされている「非法学部出身者又は社会人」の割合を達成するのは困難ではないかとしている。

「社会人」及び「非法学部出身者」の統一的な定義がないことについて、文部科学省は、どのように定義するかは、各法科大学院のアドミッションポリシーとも密接に関係してくるので、行政側で統一的な定義を設定することは難しく、また、明確な法令違反でもない限り、指導はできないとしている。

(ウ) 評価の結果

法科大学院全体としては、努力目標 (3 割以上) を達成しているが、その割合は、平成 16 年度は 53.5%であったものが、17 年度 45.6%、18 年度 41.9%、19 年度 39.4%、20 年度 40.5%、21 年度 40.4%、22 年度 34.4%、23 年度 32.0%と長期低下傾向にある。

また、実地調査した 38 法科大学院のうち、入学者に占める非法学部出身者又は社会人の割合が 3 割を満たしていないものは、平成 17 年度に 2 校発

生し、18年度3校、19年度4校、20年度6校、21年度8校、22年度10校、23年度18校と増加傾向にある。

個別に法科大学院をみると、出願資格に社会人としての実務経験を求めている法科大学院、夜間コースや平日夜間・土日開講を行っている法科大学院など、有職社会人等を積極的に受け入れ、多様性の確保を図っている法科大学院がある。

一方、長期にわたって努力目標を達成していない法科大学院がある。なお、これらの法科大学院の中には、入学定員の見直しに際し、多様性を確保するため法学部新卒者の既修者への進学を促す取組を講じているものがある。

しかし、文部科学省は、中教審法科大学院特別委員会の改善状況調査において、多様な人材の確保に関する取組状況を把握し、長期にわたって努力目標を達成していない法科大学院に対し、その結果に基づき、是正のための取組を促しているが、十分なものとはなっていない。

このような状況が続くと、法曹養成制度改革の理念である法曹への多様な人材の受入れが維持できなくなるおそれがある。

なお、非法学部出身者の7割から8割が、社会人の6割から7割が未修者に入学しており、未修者が非法学部出身者及び社会人の受皿となっていることが推察される（前述2-(2)-ウ参照）。

以上のことから、多様性の確保に関しては、次のような課題が認められる。

法科大学院全体としては、非法学部出身者又は社会人の割合の努力目標を達成しているが、その割合は長期低下傾向にある。

努力目標未達成の法科大学院も増加している。

努力目標未達成の法科大学院の中には、長期にわたって未達成のものがある。